

第34回黒潮町農業委員会議事録

1. 日 時 平成30年11月7日(水) 午後1時50分～午後2時50分
2. 会 場 黒潮町役場大方本庁舎3階中会議室(新庁舎)
3. 出席委員 **【農業委員】(9人)**
1番 小谷健児、3番 藤田清子、7番 金子孝子、9番 宮川陽子、
10番 堀野裕一、11番 篠田 開、12番 福留康弘、13番 松本昌子、
14番 吉尾好市
【推進委員】(4人)
1番 大石正幸、4番 宮川建作、5番 篠田 博、6番 尾崎澄夫、
(事務局：書記 森下、宮地洋)
4. 欠席委員 **【農業委員】(5人)** 2番 野坂賢思、4番 藤原 忍、5番 濱口佳史、
6番 山中 讓、8番 伊芸精一、
【推進委員】(3人) 2番 弘瀬正彦、3番 平野幸敏、7番 福井正一
5. 議事日程
 - (1) 出席委員の確認及び議事録署名委員の指名
 - (2) 各議案の審議
議案第1号 農地法第3条許可申請(農業委員会会長許可)について(1件)
議案第2号 農地法第4条許可申請(県知事許可)について(1件)
議案第3号 農地法第5条許可申請(県知事許可)について(2件)
議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利
用集積計画の決定について
議案第5号 認定農業者の経営改善資金借入計画に関する協議
 - (3) その他の討議・報告事項について

議 長 それでは時間も一寸過ぎました。手違いで1時半からでしたが遅れた方もおいでまして、11月の定例会を始めたいと思います。今日もまた欠席者が多数おりまして、やっと過半数以上ということになりまして、成立をするということで始めたいと思います。

皆さんお忙しい中、定例会ということで御集りいただきまして、本当にありがとうございます。10月の後半寒い日が続きましたが暖かくなりました。また、ハウス関係者は大変苦労されると思いますが頑張ってくださいと思います。

今日は欠席者が8名でございます。野坂委員、藤原委員、濱口委員、山中委員、伊芸委員、それから弘瀬推進委員、平野推進委員、福井推進委員が欠席ということで、それから今日の議事録署名人でございますが、宮川委員、金子委

員をお願いしたいと思います。それでは始めたいと思います。

それでは、議案第1号農地法第3条許可申請について、1件出ています。事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは議案書の1ページを御覧ください。議案第1号農地法第3条許可申請が1件出てきております。譲渡人、〇〇〇〇、〇〇〇〇さん。譲受人、〇〇〇〇、〇〇〇〇さん。申請地につきましては、黒潮町田野浦字打越698番2、畑、530㎡。理由は、所有権移転、売買、許可あり次第、所有権移転となっております。資料の方が2ページから7ページとなっております。図面の方は航空写真の位置図。後に住宅地図。航空写真の拡大図。5ページが公図。6ページが現況の写真となっております。この区域は農用地区域となっております。利用権の設定に関しましては無しとなっております。その他、譲受人の〇〇〇〇さんは所有権移転後は露地野菜を栽培したいと聞いております。最後に7ページ御覧ください。調査書の方を説明させていただきます。第2項第1号全部効率利用につきましては、譲受人の経営農地は全て耕作されており、農作業に従事する状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できると思込まれます。農作業従事者は〇〇〇〇さん本人と奥さんです。所有機械はトラクター1台、運搬車1台、管理機3台、軽トラック2台でこちらは該当しません。第2項第2号の農業生産法人以外の法人につきましては、譲受人は個人であり適用なし。ということで該当しません。第2項第3号信託については、信託ではないので適用しない。ということで該当しません。第2項第4号農作業常時従事につきましては、譲受人は農作業を行う必要がある日数について、農作業に従事すると見込まれる日数が年間350日となっておりますので該当しません。第2項第5号下限面積につきましては、譲受人が耕作の事業に供すべき農地は黒潮町の下限面積30aを超える。ということで、この後第4号議案で利用権の設定で、〇〇〇〇さんが昔から利用権の設定をしていたところがあるんですけど、正式に書面を出していなくて後で再設定の報告をさせていただきますので、その分を含めて、今回の取得分も含めて3,952㎡、39.52aということで、下限面積につきましても該当しません。第2項第6号転貸禁止については、許可申請に係る農地は譲渡人の所有農地であり転貸には該当しません。第2項第7号地域調和につきましても、所有権移転後も露地野菜の栽培を継続するため、周辺農地への影響はないと考えています。ということで該当しません。事務局からは以上です。

議長 今、事務局の説明が終わりました。担当は私でございます、〇〇〇〇さん本人と会いまして現地も見てきました。以前は〇〇〇〇さんが借りてハウスも建てていたようでございますが、元々は所有者が〇〇〇〇の人でございます。これは〇〇〇〇になっておりますが、〇〇〇〇の人の娘さんの子ども、言うた

からお孫さんが今、所有者になっている〇〇〇〇の〇〇〇〇さんという方ですが、元々は〇〇〇〇さんという〇〇〇〇の人が所有していたものでして、〇〇〇〇さんがハウスを建てて、そこで耕作をしておりましたが、戻してくれということで一旦は戻しましたけれど、今回また譲り受けるということで私も現地を見てきました。所有権移転したら何を作るがぞと聞きましたら、家庭菜園的な野菜を作りたいということでございました。問題は特に無いように思います。私からは以上です。

この件について、何か質疑質問はありませんか。

(質疑なし)

議長 無いようでしたら承認を受けたいと思いますが。議案第 1 号につきまして承認される方の挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員でございます。議案第 1 号につきましては承認されました。

続きまして、議案第 2 号農地法第 4 条許可申請について、1 件出ております。事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは引き続き 1 ページを御覧ください。議案第 2 号農地法第 4 条許可申請について、1 件出ております。申請人、〇〇〇〇、〇〇〇〇さん。申請地につきましては、黒潮町口湊川字加治屋ノ前 532 番、畑、211 m²の内 25.93 m²。申請理由、申請人の父が昨年他界したことで、実家に住む母親だけでは急傾斜の山間部にある先祖代々の墓を今後管理することが難しいため、新たに当家の墓を建立することとなり、その他に用地を有していないため。となっております。資料の方が 8 ページから 16 ページとなっております。8 ページが航空写真の位置図となっております。場所が口湊川広岡よりも少し口になり、入次の少し上になります。続きまして住宅地図の位置図と航空写真の拡大。その後公図。その後 12 ページが予定の御墓の現況測量図。13、14 ページが許可が出た後の御墓の計画図となっております。15、16 ページが現況の写真となっております。こちらの区域については、農用地区域外となっております。利用権の設定については、有りません。土地利用計画については、現在の土地を利用するため造成工事等は予定しておりません。排水計画についても、雨水については自然浸透となっております。資金計画については、〇〇〇〇。同意については隣接地同意済み。その他農地区分については、その他の第 2 種農地となっております。事務局からは以上です。

議長 今、事務局の説明が終わりました。担当委員さん補足説明はありませんか。

〇〇委員 説明のとおりで、有りません。

議長 特に補足は無いようですが。この件について質疑は有りませんか。

(質疑なし)

議 長 無いようでしたら承認を受けたいと思いますが、議案第 2 号につきまして承認される方の挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員でございます。議案第 2 号につきましては承認されました。

続きまして、議案第 3 号農地法第 5 条許可申請について、2 件出ておりますが 1 番よりお願いします。

事務局 それでは 1 ページ御覧ください。議案第 3 号農地法第 5 条の規定による許可申請が 2 件出てきております。まず 1 件目ですが、譲渡人、〇〇〇〇、〇〇〇〇さん。譲受人、〇〇〇〇、〇〇〇〇さん。申請地、黒潮町入野字福田 4626 番 3、畑、281 ㎡の内 23.07 ㎡。理由としましては、当該申請地には、すでに妻の家の墓が 2 基設置され、現在山の中腹にある申請者の代々の墓への参拝が年々難しくなっていることから、墓の改葬と自分や妻、子の納骨が可能な墓の設置をしたいため。となっております。資料の方が 17 ページから 25 ページとなっております。17 ページをご覧ください。航空写真の位置図ですけれども、早咲の新井デパートと喫茶柿ノ木の間道を、ずっと入った所の山手の方に御墓があります。そこに隣接した農地を一部お墓にしたいとなっております。18 ページが住宅地図で、丁度早咲の周辺から上がって行ったら亀ノ甲という池がありますが、その上の辺りになります。19 ページが航空写真の拡大。20 ページが公図。21 ページが現況の測量図。22 ページが土地利用計画図。23 ページが排水計画図。24、25 ページが現況の写真となっております。農用地区域に関しましては、こちらは区域外になっております。利用権設定についてはありません。土地利用計画については、墓地区画内のみコンクリート舗装を行う予定になっております。排水計画については、雨水については既設排水路を通じて町道の排水路へ放流する予定となっております。資金計画については、〇〇〇〇。同意につきましては、隣接地全て同意済みとなっております。その他農地区分に関しましては、その他の農地第 2 種農地となります。事務局からは以上です。

議 長 今、事務局の説明が終わりました。担当委員さん何か補足説明があればお願いします。

〇〇委員 〇〇〇〇さんには会えませんでしたけれど、〇〇〇〇さんは丈夫さんの義理の御母さんになりまして、〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんの奥さんには話を聞きましたが、同意も貰っていますので問題は無いと思います。

議 長 担当委員さんからも問題は無いということでございますが。何か質疑はありませんか。

(質疑なし)

議 長 無いようでしたら承認を受けたいと思いますが、この 5 条申請の 1 番につきまして承認される方の挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員でございます。5条申請の1番につきましては承認されました。それでは、5条申請の2番をお願いします。

議長 ○○委員が関係者でございますので退席をお願いします。

(○○委員退室)

議長 それでは事務局をお願いします。

事務局 それでは1ページにお戻りください。第5条の2件目としまして、譲渡人、○○○○、○○○○さん。譲受人、○○○○、○○○○さん。申請地、黒潮町御坊畑字ム子184番7、畑、15㎡。理由としては、譲受人の先祖代々の墓は、離れた場所や山間部にあることから改葬を検討していたところ、譲渡人より墓地用地として無料提供してもらえることとなり、他に墓地として適当な土地もないことから、自分を含む自家の墓を建立したいため。資料の方は26ページから33ページとなっています。26ページが航空写真の位置図となっています。御坊畑の集会所から奥の細い農道を入れて行った所の場所になっています。次が住宅地図。その次が航空写真の拡大図となっています。29ページが公図となっています。30ページが土地利用計画図及び排水計画図となっています。赤で枠をしている所が今回の申請地となっております。31ページが御墓の図面となっています。32、33ページが現況の写真となっています。こちらは農用地の区域外。利用権の設定もありません。土地利用計画については、墓地区画の内側のみコンクリート舗装を行うため、造成の予定はありません。排水計画につきましては、雨水は敷地の周囲に設置した排水路を経由し、申請地東側へ放流予定となっています。排水先の土地所有者さんには承諾をいただいております。資金計画につきましては、○○○○。同意につきましては、隣接地等通行及び排水に関する同意書は全て提出済みとなっています。その他、農地区分につきましてもこちらは、その他の第2種農地となっています。事務局からは以上です。

議長 事務局の方からの説明が終わりました。担当委員さん補足説明があればお願いします。

○○委員 この辺は全部墓になっていて、問題は無いと思います。

議長 問題は無いと言うことですが、質疑等ありませんか。

事務局 補足説明をします。30ページをお願いします。平面図の中で、墓と書かれている所とコンクリートについては、今年の4月に農地転用が出ていまして許可になって墓にしている所です。畑の3筆については、そういう計画が無いということで残っている所です。以上です。

議長 以前出ていましたね。何か有れば、無ければ承認を受けたいと思いますので。

(質疑なし)

いいですか。それでは5条許可申請の2番目について、承認されます方の挙

手をお願いします。

(挙手多数)

挙手多数でございます。5条許可申請の2番目については承認されました。

〇〇さん、入室をお願いします。

(〇〇委員入室)

それでは、議案第4号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について、を議題とします。事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは、まず1ページをご覧ください。

(資料を基に整理No.30-52から30-59まで内容を説明する)

議長 今、事務局の説明が終わりました。この件につきまして何か有りませんか。

(質疑なし)

議長 特に無いようでしたら承認を受けたいと思います。それでは、この利用権の設定について、承認されます方の挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員でございます。議案第4号については承認されました。

続きまして、議案第5号認定農業者の経営改善資金借入計画に関する協議、を議題とします。事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは議案第5号の資料をお願いします。表紙にありますように、今回1件出てきております。申請者が〇〇〇〇さん、内容が養液栽培システムリース料となっております。

(以降、資料を基に内容を説明する)

議長 この件について、事務局からの説明が終わりました。何か質疑はありませんか。〇〇委員何か有りませんか。

〇〇委員 認定農業者で凄い頑張っています。問題は無いと思います。

議長 それでは、議案第5号資金借入につきまして質問等ありませんか。

(質疑なし)

無いようでしたら承認を受けたいと思います。議案第5号資金の借入について、承認される方の挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員でございます。議案第5号につきましても承認されました。

続きまして、(3) その他の討議・報告事項について、を議題とします。

事務局 事務局からは有りません。

議長 事務局の方からは無いようですが、委員さんの方からは有りませんか。

委員 ありません。

議長 それでは、事務局の方からその他についてお願いします

事務局 ○その他について、事務連絡 3 件について説明する。

議長 それではこれで 11 月の定例会を終わりたいと思います。御苦勞様でした。

(午後 2 時 50 分終了)